

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和3年1月19日（火）

（案件名）

- ・ 令和2年度地方債同意等基準等の一部改正について
（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

南里課長補佐（内23394）

【根拠法令】

○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 （略）

- 1 0 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 1 1 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 277 号）（抄）

（地方債計画等）

第二十条 法第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五条の三第十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 二 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 三 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
 - 3 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
 - 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

改正後	改正前
<p>第二 協議団体に係る同意基準 [一 略]</p> <p>二 協議に当たったの事業区分</p> <p>1 通常収支分 地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。）。</p> <p>[（一）～（五） 略]</p> <p>(六) 減収補填債 (1) 減収補填債 減収補填債については、地財法第5条ただし書の規定に基づき、地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として、都道府県分については、令和2年度の道府県法人税割及び利子割、法人事業税、<u>地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、市町村たばこ税</u>、<u>道府県交付金、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税並びに</u></p>	<p>第二 協議団体に係る同意基準 [一 同左]</p> <p>二 協議に当たったの事業区分</p> <p>1 通常収支分 [同左]</p> <p>[（一）～（五） 同左]</p> <p>(六) 減収補填債 (1) 減収補填債 減収補填債については、地財法第5条ただし書の規定に基づき、地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として、都道府県分については、令和2年度の道府県法人税割及び利子割、<u>法人事業税並びに特別法人事業譲与税</u>の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の<u>税収見込額</u>が下回る額、<u>市町村分</u>については、令和2年度の</p>

航空機燃料譲与税の基準財政収入額の算定基礎となつた収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額（地財法第33条の5の12に規定する総務省令で定めるところにより算定した額のうち地方消費税、税交付金及び地方譲与税に係る額を除く。以下同じ。）が下回る額、市町村分については、令和2年度の市町村税法人税割、市町村たばこ税、利子割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の基準財政収入額の算定基礎となつた収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額の範囲内の額を対象とするものとする。

(2) 減収補填債（特例分）

減収補填債（特例分）については、地財法第33条の5の3及び第33条の5の13の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。

(七) 特別減収対策債

特別減収対策債については、地財法

市町村民税法人税割及び利子割交付金並びに法人事業税交付金の基準財政収入額の算定基礎となつた収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額の範囲内の額を対象とするものとする。

(2) 減収補填債（特例分）

減収補填債（特例分）については、地財法第33条の5の3の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。

[新設]

第5条ただし書の規定に基づき、地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として、令和元年度の地方税及び地方譲与税（（六）に規定する税目を除く。）の決算額に比してそれぞれ実際の令和2年度の税収見込額が下回る額並びに令和元年度の使用料及び手数料の決算額に比して令和2年度の使用料及び手数料の収入見込額（減免相当額に充当した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の相当額並びに幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に伴い令和元年度の決算額と令和2年度の収入見込額とを比較して減収した額を除く。）が下回る額の範囲内の額を対象とするものとする。

（八） その他
 [2 略]
 [三 略]

（七） その他
 [2 同左]
 [三 同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付したた標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

改正後

令和2年度地方債充当率

[1] 略

2 地方債同意等基準の事業別の地方債充当率
(通常収支分)

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般会計債			
[略]		[略]	[略]
公共用地先行取得等事業			
行政改革推進			
調整			
猶予特例			
公営企業債			
水道事業			
工業用水道事業			
交通事業			
電気事業・ガス事業			
港湾整備事業			
病院事業・介護サービス事業			100%
市場事業・と畜場事業			
地域開発事業			
下水道事業			
観光その他事業			
臨時財政対策債			
退職手当債			
国の予算等貸付金債			
減収補填債			
減収補填債(特例分)			
特別減収対策債			
再生振替特例債			

〔(注1)～(注7) 略〕

(別掲)

[略]

(東日本大震災)

[略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

改正前

令和2年度地方債充当率

[1] 同左

2 地方債同意等基準の事業別の地方債充当率
(通常収支分)

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般会計債			
[同左]		[同左]	[同左]
公共用地先行取得等事業			
行政改革推進			
調整			
猶予特例			
公営企業債			
水道事業			
工業用水道事業			
交通事業			
電気事業・ガス事業			
港湾整備事業			
病院事業・介護サービス事業			100%
市場事業・と畜場事業			
地域開発事業			
下水道事業			
観光その他事業			
臨時財政対策債			
退職手当債			
国の予算等貸付金債			
減収補填債			
減収補填債(特例分)			
再生振替特例債			

〔(注1)～(注7) 同左〕

(別掲)

[同左]

(東日本大震災)

[同左]